

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年1月10日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人暮らしデザイン研究所

(2) 代表者の氏名

森下 真紀

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区西ノ京西中合町64番地20

(4) 定款に記載された目的

この法人は,一般及び,介護・医療従事者,整理収納事業者に対して,社会におけるノーマライゼーションと整理収納技術の相関性の啓蒙に関する事業を行い,主として社会福祉に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年12月27日

(文化市民局地域自治推進室)